

長門市創業支援事業費補助金

長門市の産業活性化を目指し、市内で創業をする方へ、創業に要する経費の一部を補助します。

◆補助対象者（全てに該当するもの）

- ・申請日において、本市の住民基本台帳に登録されている者又は移住者（※1）であるもの
- ・産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づく特定創業支援事業のうち、長門商工会議所が開催する創業塾（「ながと起業カレッジ」）を実績報告までに修了するもの
- ・申請日において、創業の日（※2）より2年を経過していないもの
- ・許認可等が必要な業種の場合、当該許認可を既に取得している又は、実績報告までに取得するもの。
- ・当該事業所において、3年以上事業を継続して行う予定であるもの。
- ・市から運営費相当の補助金が交付されておる団体、市の指定管理を主たる業務とする団体、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する者ないこと。
- ・開業にかかる資金調達について、実績報告日までに金融機関から事業性融資（※3）を受けるもの。
- ・市税を滞納していないもの。

（※1） 移住者

- ・・・転入前3年内に、本市の住民基本台帳に登録されていないもので、申請日時点で本市に転入した日から2年を経過していないもの又は、実績報告日までに転入するもの。

（※2） 創業の日

- ・・・管轄する税務署に提出した開業等の届出書に記載された開業年月日（個人）、登記事項証明書に記載された設立年月日（法人）

（※3） 融資

- ・・・補助交付額又は100万円のいずれか少ない額以上の融資を、実績報告日までに金融機関から受けていること。

◆補助対象となる事業（全てに該当するもの）

- ・市内の認定支援機関（※4）の支援を受けて計画書を作成し、実行まで支援を受ける事業
- ・他の補助金の交付を受けていないこと

◇次の事業は対象とはなりません

- ・日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）

大分類 A「農業・林業」 B「漁業」 C「鉱業・碎石業・砂利碎石業」

無店舗小売業（I-卸売業・小売業）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号または同条第5項に該当する者（M-宿泊・飲食業）

(※4) 認定支援機関

支援機関名	所在地	電話番号
長門商工会議所	長門市東深川 1321-1	0837-22-2266
ながと大津商工会	三隅本所	0837-43-0033
	日置支所	0837-37-2164
	油谷支所	0837-32-1183
山口銀行長門支店	長門市東深川 975-1	0837-22-2010
西京銀行長門支店	長門市東深川 819-5	0120-319-017
萩山口信用金庫長門支店	長門市東深川 1383-4	0837-22-0828
日本政策金融公庫下関支店	下関市細江町 2-4-3	083-222-6225

◆補助対象経費・補助額

種類	補助対象経費	補助対象期間	補助率	補助額(上限)
開業	下記以外の方 店舗等借入費 店舗等改修費	交付決定の日から 事業終了後又は 3月31日までの いずれか早い日まで	補助対象経費の 1/3以内	100万円
	移住して創業 設備・看板設置費 知的財産権等関連経費		補助対象経費の 1/2以内	150万円
	指定区域での 創業(※5) 外注費・委託費 マーケティング調査費		補助対象経費の 1/2以内	150万円
	移住 + 指定 区域での創業 備品購入費 広報宣伝費 人件費		補助対象経費の 1/2以内	200万円
	その他市長が特に必要と認める経費			
運転	共通 販路開拓費 広報宣伝費 人材育成費 店舗等借入費(※上限15万円) その他市長が特に必要と認める経費	交付決定の日から 事業終了後又は 3月31日までの いずれか早い日まで	補助対象経費の 1/2以内	30万円

・交付決定日以前に支出した創業に要する費用については、補助対象外

・汎用性が高く必要不可欠なものと特定できない経費、本補助金の趣旨に反するもの、社会通念上不適と認められるものを除く

(※5) 指定区域について

…長門市中心部（長門市駅北南区域）の内、地図の
実線で囲まれた内側の区域



補助対象経費について（ご参考）

開業資金

対象経費	対象となる例	対象とならない経費の例
店舗等借入費	店舗・事務所・倉庫・駐車場等の賃借料、共益費、仲介手数料	敷金・礼金・保証金、火災保険料
店舗等改修費	事務所・店舗の開設及び外装・内装にかかるもの（住宅兼店舗・事務所については店舗・事務所占有部分にかかるもののみ）	不動産（土地・建物）の購入費用
設備・看板設置費	エアコン設置費用、店舗看板設置費（店舗外の案内・広告看板は可）	事業所以外に設置されるもの 車両購入費（移動販売車等、それ自体が事業遂行に必要と特定できるものを除く）
知的財産権等関連経費	日本国特許庁及び外国特許庁への特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願及び商標登録出願にかかる手数料並びに弁護士に要する経費	他社からの知的財産権等の買取り費用、外部の者と共同申請を行うもの、補助事業と関連のないもの
外注費	事業遂行のために必要な加工や設計（デザイン）・検査等の一部を外部の法人・個人に委託するもの。	外部専門家への報酬
委託費	事業遂行に必要な業務の一部を第三者へ委託（委任）するために支払われる経費（市場調査について、調査会社を活用する場合等）	販売用商品（有償で貸与するものを含む）の製造委託及び開発委託に係る費用
マーケティング調査費	市場調査、価格調査、満足度調査等に要する郵送料等の実費。調査に必要な派遣・役務等の契約による外部人材の費用	
備品購入費	事業遂行に直接必要な什器・備品。	汎用性が高く、対象事業以外に使用が可能なものの（冷蔵庫、パソコン、携帯電話等）※専ら事業のために使用されるものを除く
広報宣伝費	パンフレット・チラシ制作、広告掲載、ホームページ作成	
人件費	従業員にかかるもの（賃金台帳・労働者名簿等により確認できるもの）	役員報酬・専従者給与

運転資金

対象経費	対象となる例	対象とならない経費の例
販路開拓費	展示会出展費用等	
広報宣伝費	パンフレット・チラシ制作、広告掲載、ホームページ作成	
店舗等借入費	店舗・事務所・倉庫・駐車場等の賃借料、共益費、仲介手数料	敷金・礼金・保証金、火災保険料
人材育成費	教育訓練、事業実施に必要な講座受講料（テキスト代、書籍購入、講師謝礼、旅費）	

◆補助金の申請

・申請は、事前申請となります。**交付決定前に支払った費用は対象経費とはなりません**ので、創業に着手する前に、長門市産業政策課へご提出下さい。

開業資金

- (1) 長門市創業支援事業費補助金交付申請書（別記様式第1号）
- (2) 収支予算書（別記様式第1号別紙-開業資金）
- (3) (2)に対する費用内訳表 任意様式可
- (4) 新規創業に伴う確認書（別記様式第1号別紙）※認定支援機関により発行されたもの
- (5) 「ながと起業カレッジ」修了証の写し（修了されている方のみ）
- (6) 金融機関から事業性融資を受けたことを証明する書類（既に受けた方のみ）
- (7) 店舗等の賃貸契約書の写し
- (8) 改築、改修、設備整備等にかかる見積書の写し
- (9) 住民票（申請時に市外在住の場合、法人の場合は代表者分）
- (10) 移住者であって、申請日に転入済みの者については、移住者要件（※1）を確認できる資料（住民票の除票、戸籍の附票）
- (11) 既に創業済みの場合、法人登記事項証明書（法人）又は開業届（個人）

運転資金

- (1) 長門市創業支援事業費補助金交付申請書（別記様式第1号）
- (2) 収支予算書（別記様式第1号別紙-運転資金）
- (3) (2)に対する費用内訳表 任意様式可
- (4) 対象経費にかかる見積書等の写し
- (5) 決算書・確定申告書の写し（決算期到来の場合、直近分）

※必要に応じて、上記以外の資料のご提出をお願いすることがあります。

◆実績報告

・事業費の支払いが完了した時は、完了日から1か月、又は3月31日のいずれか早い日までに以下の書類を提出して下さい。

開業資金

- (1) 長門市創業支援事業費補助金実績報告書（別記様式第6号）
- (2) 収支決算書（別記様式第6号別紙-開業資金）
- (3) (2)に対する費用内訳表 任意様式可
- (4) 補助事業により整備した設備等が確認出来る状況写真及び対象経費にかかる領収書の写し
- (5) 法人登記事項証明書（法人）又は開業届（個人）
- (6) 事業に必要な許認可証の写し
- (7) 移住者であって、申請日以降に転入した者については、移住者要件（※1）を確認できる資料（住民票の除票、戸籍の附票）

- (8) 「ながと起業カレッジ」修了証の写し（申請時に修了していない場合は、実績報告時までに修了すること）
(9) 金融機関から融資を受けたことを証明する書類（償還予定表、金銭消費貸借契約書の写し等）

運転資金

- (1) 創業支援事業費補助金実績報告書（別記様式第6号）
(2) 収支決算書（別記様式第6号別紙-運転資金）
(3) (2)に対する費用内訳表 任意様式可
(4) 補助対象経費にかかる状況写真、領収書の写し

◆請求

- (1) 長門市創業支援事業費補助金交付請求書（別記様式第8号）
(2) 振込先が確認出来る書類（通帳の写し 口座番号・カナ名義が確認できるページ）

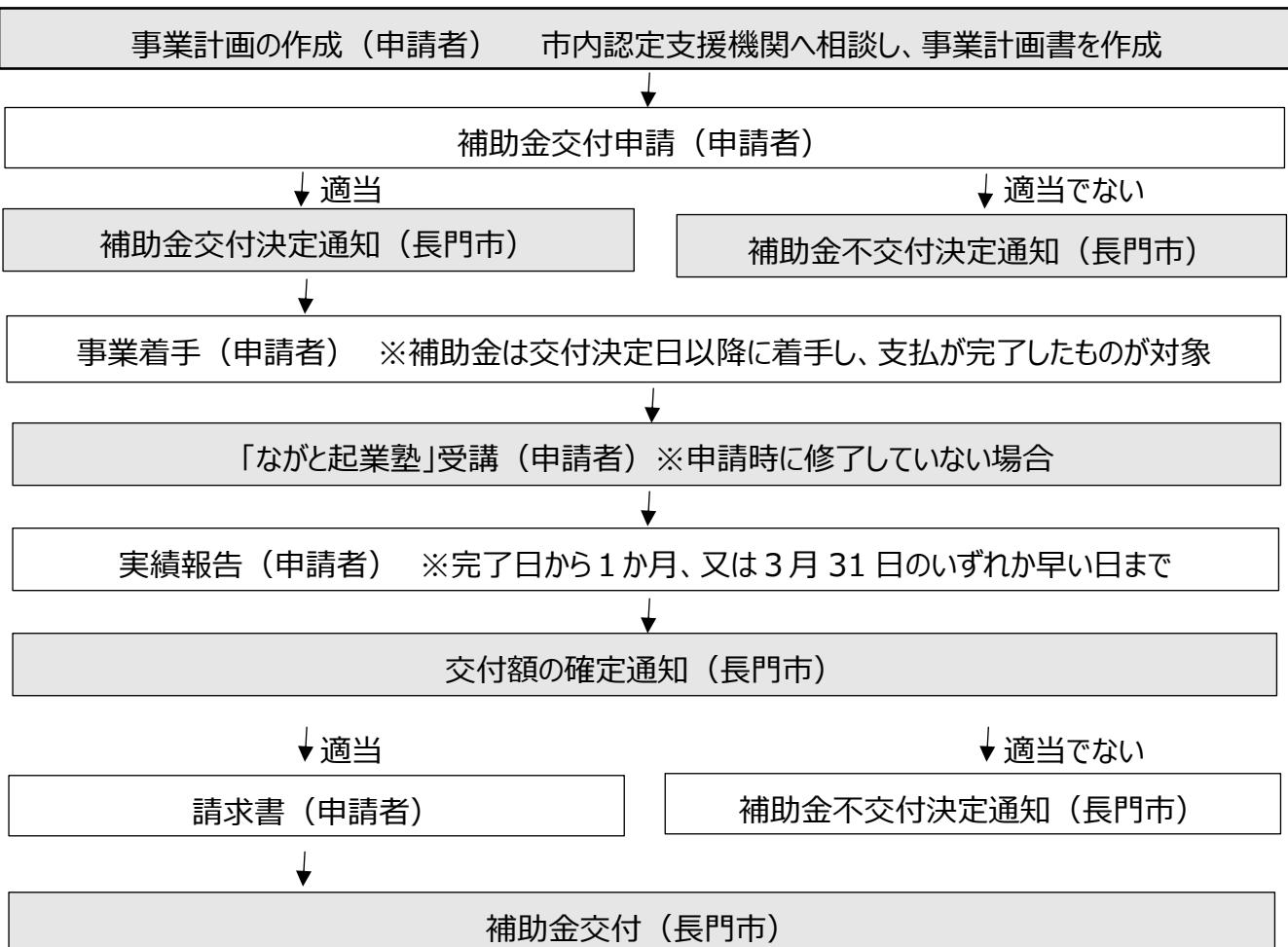
◆補助金の交付決定の取り消し・返還について

次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を求めます。

- (1) 補助対象経費以外に使用したとき
(2) 虚偽又は不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき
(3) 事業を開始した日から3年以内に廃業又は閉店したとき
(4) 補助金交付完了後、3年以内に事業所を市外に移転したとき
(5) 長門市創業支援事業費補助金交付要綱の規定に違反したとき

※実績報告時に補助対象要件を満たさない場合は、交付決定が取消しとなりますので、ご注意下さい。

◆補助金交付の手続きの流れ



◆交付申請書提出期限

令和7年2月28日（金曜日）

◆提出先

〒759-4192 長門市東深川 1339 番地 2

長門市役所 産業政策課 商工振興班

TEL : 0837-23-1136 FAX : 0837-22-8458

◆Q&A よくあるお問い合わせ

	お問い合わせ	回答
1	既に創業しているが、対象となるか	交付申請日において、創業の日（個人＝開業届出日、法人＝法人設立日）から2年未満であれば対象となります。
2	既に支払った経費は対象となるか	既に支払った経費は対象となりません。交付決定日以降に支払いが発生したもののみ対象となります
3	認定支援機関はどこに相談してもよいか	認定支援機関(※4)であれば、どこに相談されても構いません。ご自身で支援機関と調整の上、相談して下さい。
4	移住者であるが、補助は受けられるか	実績報告までに市内に転入することを条件に申請は可能です。移住者については（※1）をご確認下さい。なお、長門市移住支援金の創業補助を受ける方については、移住者創業の支援金が重複する為、本補助金の移住者加算の対象とはなりません。
5	家賃等のランニングコストはいつまでが対象となるのか	交付決定日以降発生分から、実績報告の日まで発生したものが対象となります。
6	支援機関確認書はどうすればよいか	事業計画が適切であり、実行支援を行うことを認定支援機関が確認した場合に発行されます。確認書は認定支援機関が作成します。
7	令和4年度に開業資金の補助を受けたが、令和5年度以降の運転資金の申請はどうしたらよいか	令和4年度以前に補助を受けられた方は、令和4年度の補助交付要綱に基づき、従来と同様の申請方法にて行います。申請書類が異なりますので、市HPよりダウンロード頂くか、直接産業政策課へお問い合わせ下さい。
8	収支予算書へはどの程度記載すべきか	別記様式第1号別表へ、対象経費を税込・税抜ともに記載して下さい。見積書等の金額確認資料についても添付願います。なお、収支予算書は各費目の合計額を記載して頂きますが、複数ある場合は、内訳についても任意様式にてご提出願います。
9	指定区域は、新築でも問題ないか	指定区域（長門市駅北南エリアの一部）での創業であれば、新築・空き店舗活用いずれも問題ありません。但し、不動産取得費用は対象外です。

10	第2創業・事業承継についてどこまで認められるか	第2創業については、日本標準産業分類中分類以上が異なる新分野・新事業進出であり、新規性が認められるものに限ります。事業承継については、3親等以内の親族が行っていた事業を継承し、同種の事業を行うものについては対象外となります。新たに設置する事業所において、一から事業を開始するものや、業態転換等により新規性があると認められるものは対象となる場合があります。
11	事業計画書の様式に指定はあるか	様式の指定はありませんが、認定支援機関が認めるものに限ります。支援機関によっては様式が決まっているものもありますので、ご相談下さい。融資を受ける為のみに使用される計画書は利用できません。
12	金融機関借入について、借入条件はあるか	短期資金・長期資金等借入方法について条件はありませんが、開業に伴う事業性借入であること、補助金交付額又は100万円のいずれか低い方の額以上の借入を受けて頂く必要があります。金融機関の指定はありません。 なお、借入金額について、借入申込を行っていたにも関わらず、金融機関より、事業計画・資金計画その他の判断において融資額が適当でない（減額された）場合において、その場合でも事業の実現可能性が高いと認められる場合についてはその限りではありません。
13	フランチャイズ創業は対象となるか	補助要綱に該当し、認定支援機関からの伴走支援を受ける案件については、フランチャイズ創業でも補助対象となります。但し、本部への保証金等は対象となりません。
14	ながと起業カレッジの開催時期、修了証の有効期限があるか	ながと起業カレッジは長門商工会議所の主催で、10月～11月頃に開催を予定しています（実施時期は変更となる可能性があります）。長門商工会議所へ直接お問い合わせの上、参加申込を行って下さい。修了証は、交付申請日より、2年度前までのものが有効です。 (令和6年度交付申請) 令和6年4月1日～令和7年2月28日 →令和6年度修了証 ○ →令和5年度修了証 ○ →令和4年度修了証 ○ →令和3年度修了証 ×